

指定地方公共機関代表者 様

神奈川県健康医療局保健医療部

感染症対策担当課長

(公 印 省 略)

神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に係る意見について（依頼）

日頃より、本県の感染症対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県では新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が全面改正されたことに伴い、県行動計画についても全面改定を行うことといたしました。

県行動計画では、特措法第 7 条第 2 項第 3 号の規定による指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項、新型インフルエンザ等対策実施に関して指定地方公共機関に関係する事項が定められております。

つきましては、改定素案をお送りいたしますので、御意見等がございましたら、別紙回答様式により、11 月 29 日（金）までに電子メールでお送りいただきますようお願いいたします。

添付書類

01_神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）

02_回答様式

03_新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案について（令和 6 年 11 月 18 日感染症対策協議会資料（案））

04_新型インフルエンザ等対策政府行動計画

05_神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 30 年 3 月））

回答先

健康危機・感染症対策課 新興感染症対策グループ

kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp

問合せ先

健康危機・感染症対策課

新興感染症対策グループ 田中

電 話（045）285-0850

ファクシミリ（045）633-3770

(回答様式) 神奈川県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画改定に係る意見について

所属名: 神奈川県病院協会

ページ	原文	修正案または意見	理由
p90、99 133など	第8章 医療 第1節 準備期 (1) 目的 新型コロナウイルス感染症等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型コロナウイルス等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。……等々	私たちは新興感染症が蔓延すれば病床が不足し、自宅・療養施設・高齢者施設などで療養せざるを得ない状況が生まれることを新型コロナウイルスで経験した。 先般の新型コロナウイルス感染症の場合、厚労省調査では老健施設では感染者の86%が施設内療養をし、特別養護老人ホームを含む施設の調査では施設で感染した患者の7-9割が施設内で療養したとされる。その過程で、相当数の施設内死亡が生じていると推定される。国は、「原則入院」を掲げる一方で、施設内療養に補助金を出して実質的にこれを推進し、医療崩壊を乗り越えたと言える。しかしながら、様々な介護のレベルを超えた医療的ケア／感染防止対策、人手不足、療養期間中の病床閉鎖などで、大きな損失を抱えた施設が大部分であった。 こうした事実に対して、 1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)に対して、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等の⑤で 県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。 等の記載があるが、一時的な人と物資の支援では施設内療養全般への負担軽減とは言えないのではないかと。 また、第12章 物資 第1節 準備期 1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 ⑥で「県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。(健康医療局、福祉子どもみらい局)」としているが、そもそもそのような施設内療養を前提にした備蓄の余力が高齢者施設にあるとは思われない。	行動計画を机上の空論で終わらせたくないためには、左記に記載した、病床ひっ迫期の高齢者施設内療養に関しては、新型コロナウイルス感染症時の影響を正しく分析評価し、国への支援働きかけ等も前提にした計画にする必要があるのではないかと。
P42、P83、 P84など	第7章 ワクチン 第1節 準備期 (2) 所要の対応 1-2. ワクチンの流通に係る体制の整備 県は、国からの要請を踏まえ、管内市町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(ア)から(ウ)までの体制を構築する。	左記のほか、感染症対策に当たっては、医師会等の記載にあわせ、病院が関わるような箇所については、「(地区)病院協会」も記載すること。 (例) P42 1-1. 準備期の実施体制 …また、神奈川県の各保健福祉事務所・センターの所管区域ごとに、郡市医師会、地区病院協会、地域薬剤師会、医療機関、市町村、消防等を構成員とする「地域医療体制対策会議」を設置し、… (例) P83 1-2 ワクチンの流通に係る体制の整備 …管内市町村、医師会、病院協会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、…	新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、先に新型コロナウイルス感染症拡大に見られるように、パンデミックが発生した際には、医療機関として「病院」が重要になり、関係機関と「病院協会」との調整が必要と考えられるため。